

## 第二章 信用及び業務に対する罪

## 第一項 信用毀損罪・業務妨害罪

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 二 手段

虚偽の風説を流布する<sup>る</sup>か、偽計を用いるかどちらかの方法<sup>を</sup>使ったことが要件である。

## 三 結果

右の方法で他人の信用を毀損するか業務を妨害する行為を行うことによつてこの犯罪は成立する。実務上は、現実の結果が発生した事案を処罰する例が多いが、法律的には、信用を現実<sup>に</sup>毀損し、業務を現実<sup>に</sup>妨害するという意味での結果発生は必要ではない。

## 四 虚偽の風説の流布

実際の事実とは異なる事実・噂を不特定又は多数の人に伝えることであり、特定の少数の人に告げてそれが順次伝播してゆくことを認識していれば流布<sup>る</sup>に当たる。

## 五 偽計を用いる

- 欺罔<sup>ぎごう</sup>・計略などを使うことをいう(インターネット上の虚偽の犯罪予告を警察署職員らに対する偽計業務妨害としたものとして東京高判平二一・三・一二高刑集六二・二二)。威力(二三四條)に当たるものや、悪戯(軽犯罪法一条三一号)程度のもは除かれるが、必ずしも人の錯誤に直接結びつく必要はない。暗証番号等盗撮用カメラを設置したATMに客を誘導するため、一般客を装って隣接するATMを占拠し続ける行為も偽計とされる(最決平一九・七・二未刑集六一・三七九)。
- 五 信用の毀損
- 人の財産的・経済的な側面での信用、主として支払能力や支<sup>つ</sup>意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>に関する信頼を「信用」というが、販売される商品の品質<sup>の</sup>付<sup>け</sup>る社会的な信頼も含まれる(最判平一五・三・一一刑集五七・二九三)。「毀損」は信用を低下させるおそれのある行為<sup>を</sup>指し、作り出すだけでよい(大判明四四・四・一三刑録一七・三三三)。

## 六 業務の妨害

「業務」は、人がそれぞれの社会的地位に基づいて継続的に行う事務又は事業のことである。妨害するおそれのある状態を作り出せば既遂である(最判昭二八・一・三〇刑集七・一二八等)。具体例としては、通話料金の自動的課金を不能にする装置であるマジックホンを取りつけて電々<sup>々</sup>社の通話料金課金業務を妨害した事例(最判昭五九・四・二七刑集二七・二五八四等)。ただし、二四六条の二(▽<sup>330</sup>頁参照)が設けられる以前のものであることに注意、わずか三か月足らずのうちに飲食店に九七〇回も無言電話をかけた事例(偽計業務妨害・東京高判昭四八・八・

見本

特別法

七高刑集二六・三二二) などがある。また、権力的業務に伴う強制力が直ちに行使されない場面では公務も本条の業務に当たるとする(東京高判平二一・三・一二前掲、九五条の解説▽579頁参照)。

第二項 威力業務妨害罪

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力業務妨害罪 威力業務を妨害した者も、同条の例による。

威力を用いる

古くから挙げられる有名な事件は、営業中の百貨店の食堂に蛇をまき散らしたというもので(大判昭七・一〇・一〇刑集一一・一五一九)、今日ではもはや昔ばなしであるが、本罪の「威力」というものを理解するうえで参考となる。人の意思を制圧するに足りる勢力を示すことをいい、暴行・脅迫を含み、地位や集団の力を利用する場合もある。悪戯などで他人の業務を妨害したにすぎないときは、軽犯罪法(一条三一号)が適用される。

労働争議に伴って、会社側の業務の遂行を労働者側がスクラムを組み、集団で座り込むなどして妨害する例が多い。労働争議に随伴して発生する威力業務妨害にあつては、業務妨害の行為そ

れ自体だけでなく、それが発生するに至った経緯をも考慮する必要がある。これは、労働組合法一条二項に「刑法三五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。」とあり、正当な労働争議行為は、犯罪の構成要件に当てはまつても違法性が阻却されて犯罪が成立しないことになるからである。しかし、同法一条二項但書は「いかなる場合においても暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。」と規定していて、暴力の行使と認められる行為は、争議行為として行われたものでも違法性が阻却されない。裁判例において「威力」とされたものには次のようなものがある。

1 地位、権勢を利用した

「将来米一合ノ收穫キモヤノ損壞スルコトアリテ、本折ルル事アルモ隣地ノ者ノ所為ト疑フ勿レ此田地ヲ耕作スモノハ白骨トナリテ帰ルトモアルヘシ尚帰途ニハ注意セヨ」と申し向けた事例(大判明四三・二・三刑録一六・一四七)、七〇数名の者がスクラムを組むなどし、工場長らの制止を振り切つて専務室に乱入し、同工場長を乱入者の一団と対席させ、その質問に身をさらさせ(最判昭二八・一・三〇刑集七・一二八)あるいは、執務中の課長を事務所外の組合本部前広場まで連行し、その後約三時間四〇分もの長時間にわたつて、組合員数百名と円陣を作つて取り囲むなどした事例(最決昭三二・一一・二四集一一・三三三四九)などがこの類型に属する。

2 業務執行行為自体に実力行使を加えたもの

見本